

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年10月15日
事業者の氏名又は名称	有限会社宇都宮物産(法人番号1500002012272)(代表者 宇都宮貞介)
事業者の所在地	愛媛県西予市宇和町坂戸683
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西予市宇和町坂戸683
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>平成30年5月18日、適正化実施機関からの通報を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (2)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (3)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年10月15日
事業者の氏名又は名称	株式会社丸富運送(法人番号4490002012313)(代表者 竹下勝之)
事業者の所在地	高知県南国市三和琴平2-1963-4
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県南国市三和琴平2-1963-4
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成30年5月31日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(3)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。